

安全衛生管理指針

社会福祉法人陽光

(目的)

第1条 この指針は、就業規則にもとづき、労働基準法及び労働安全衛生法の定めるところにより、衛生管理に関して必要な事項を定め、職員の心身の健康を確保するとともに、快適な職場環境の確立を図ることを目的とする。

(組織について)

第2条 社会福祉法人陽光は、法令に基づき衛生管理者を選任するとともに、産業医、衛生委員会を置き必要な職務を行わせる。

2 各職種の役割

施設長・・職員の衛生管理について統括管理し、衛生管理の向上に努める。

産業医・・次の事項の医学的分野を中心に管理する。

- (1) 健康診断の実施及び労働時間等の状況その他を考慮して面接指導の対象となる職員の面接指導の実施等、職員の健康の保持増進、健康管理に関すること。
- (2) 職場環境の維持管理及び快適な職場環境の形成に関すること。
- (3) 衛生教育に関すること。

衛生管理者・・衛生管理についての責任者として、快適な職場環境の形成の促進及び職員の健康の保持増進に努め、下記の業務を掌握する。

- (1) 職場環境の衛生上の調査及び改善に関すること。
- (2) 衛生教育に関すること。
- (3) 健康診断、健康相談その他職員の健康保持に必要な事項に関すること。
- (4) 休職者・長期欠勤者その他の健康に異常があるものに関すること。
- (5) 健康障害の防止に関すること。
- (6) その他衛生管理に関すること。

職員・・常に自己管理を図り、最良な健康状態を保持するとともに、快適な職場環境の形成に努める。また職員は、施設長、衛生管理者の行う衛生管理上の措置に従い、又は協力する。

3 委員会の開催

委員会は毎月1回開催する。緊急時は必要に応じて臨時会議を開催し、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 職員の健康の保持増進を図るための基本となる対策に関すること。
- (2) 労働災害の原因及び再発防止対策で衛生に関わること。
- (3) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項に関すること。
- (4) その他必要と認められる事項

(健康管理について)

第3条 職員は、施設が行う健康診断等について正当な理由なく拒むことはできない。

- (1) 定期健康診断・・施設は、職員に対して1年以内ごとに1回、定期に医師による健康診断を実施する。

1, 常時使用する職員

2, 週所定労働時間の3/4以上働くパートタイム労働者

3, 上記以外の短時間勤務職員については、検診項目を調整して実施する。

- (2) ストレスチェック・・施設は、職員に対して1年以内ごとに1回、定期的に産業医によるストレスチェックを実施する。

1, 常時使用する職員

2. 週所定労働時間の3/4以上働くパートタイム労働者

(安全衛生教育)

第4条 職員は施設が実施する安全及び衛生教育に積極的に参加するものとする。なお感染予防に関する勉強会の実施主体は、感染対策委員会とする。

(受診義務)

第5条 職員は、施設が行う健康診断を正当な理由なくして拒むことはできない。ただし、職員が法人の実施する健康診断を希望しない場合は、他の医師による法定健康診断項目を満たす健康診断を受け、その結果を証明する書面を法人に提出するものとする。

(健康診断)

第6条 職員は次の各号に掲げる健康診断を受けなければならない。ただし、職員が法人の実施する健康診断を希望しない場合は、他の医師による健康診断(法定検診項目を満たすもの)を受け、その結果を証明する書面を法人に提出するものとする。

2、定期健康診断は1年に1回実施する。

3、特別健康診断は次の各号に掲げる場合に実施する。

(1) 職員を採用する場合

(2) 深夜業務に常時従事する職員の場合は6ヶ月1回以内ごとに実施する。

(3) その他衛生委員会が必要と認める場合。

(ストレスチェック)

第7条 ストレスチェックの実施によりストレスの高い者を早期に発見し、産業医による面接指導につなげることで、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止することを目的としている。詳細は実施マニュアルに沿って行う。

(健康診断の結果について)

第8条 法人は、健康診断を実施した場合は、診断結果の記録を5年間保存するものとする。

2、法人は、健康診断の結果を各職員に通知するものとする。

3、法人は健康診断の結果に関する医師の意見を、衛生委員会に報告するとともに、職員の健康管理に必要かつ適切な事後処置をとるものとする。

4、法人は、健康診断の結果について、関係官庁に所定の手続きに従って報告するものとする。

(健康教育等)

第9条 法人は、職員に対する健康教育、健康相談及びその他職員の健康の保持増進を図るために必要な安全衛生教育を継続的かつ計画的に講ずるように努める。

2、職員は前項の措置を利用して、健康の保持増進に努めなければならない。

(感染症の予防対策)

第10条 法人は、職員や利用者への感染を防止するため、日常的に職員の健康管理等を実施するとともに、感染症の予防措置をとらなければならない。

附則

(施行日)

1、本指針は、平成27年11月1日より施行する。

2、この指針の一部を改訂し、平成28年10月1日から実施する。